

## 第6節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

### 《現状と課題》

これまでの福井県庁地球温暖化防止実行計画（福井県庁エコオフィスプラン）に基づく取組みにより、2021年度における県の事務・事業に係る温室効果ガス排出量は、82,190 t-CO<sub>2</sub>で、基準年となる2013年度と比較して、27.9%減少しており、前計画の目標である「2030年度に40%削減」に向けて順調に推移しています。

特に電気使用による排出量の削減が大きく寄与しており、電気使用量の削減と、排出係数の低減による効果と考えられます。

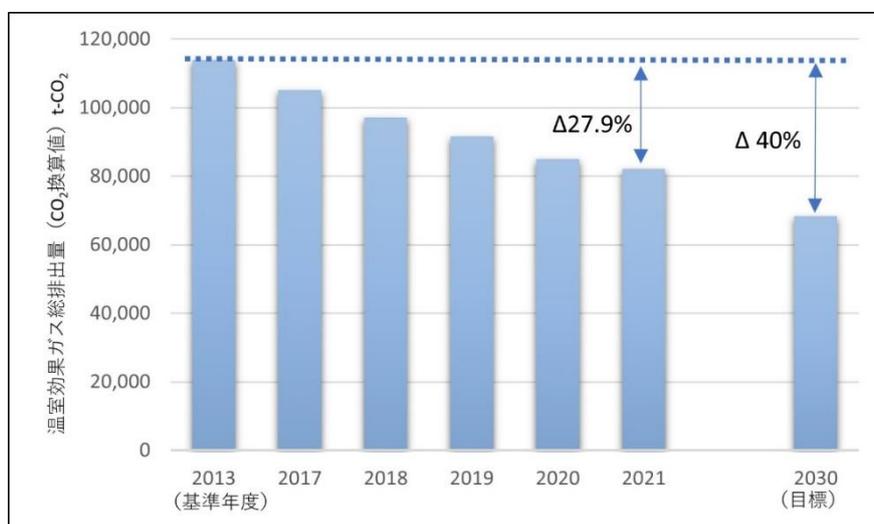


図1-28 県の事務事業による温室効果ガス排出量の推移

2021年度の温室効果ガス排出量におけるガスの種類ごとの構成比は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が96.2%、メタン（CH<sub>4</sub>）が1.8%、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）が1.8%、ハイドロフルオロカーボン（HFC）が0.2%であり、CO<sub>2</sub>排出量の削減が重要です。

CO<sub>2</sub>の排出元をみると、電気の使用による排出が68%、次いで、燃料の使用、公用車の使用となっています。より一層の電気使用量削減や再生可能エネルギー由来電力の導入、使用燃料の電化が必要です。

2021年度の電気および燃料などの使用量の実績においては、「直接効果がある項目」のうち、ガソリンなどの使用量が、テレワークやWEB会議の実施などにより減少しました。一方で、都市ガスは給食センターの新設により、軽油は非常用発電機の導入により、使用量が増加しました。また「間接的に効果がある項目」では、業務のペーパーレス化やゴミの分別・リサイクルの推進により、紙の使用量のほか、ごみの発生量も低減することができました。

引き続き省エネルギー・省資源の推進、特に温室効果ガスの排出元として大きな割合を占める電力使用量の低減が必要です。

2050年のカーボンニュートラルに向けて、削減目標の引き上げや県有施設のエネルギー源の転換や省エネなどの取組みを率先して進めていく必要があります。

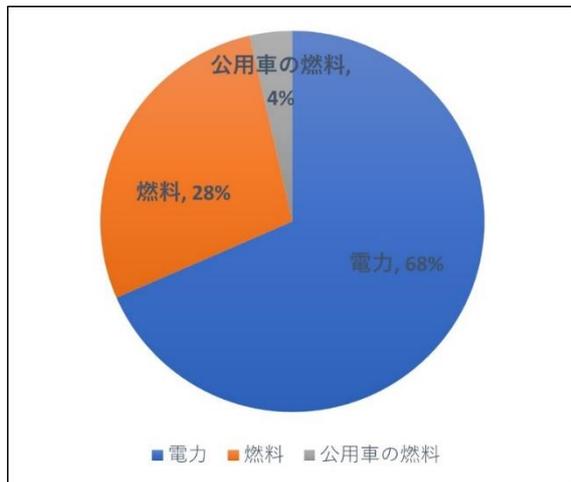


図 1-29 2021 年度のCO<sub>2</sub>排出元

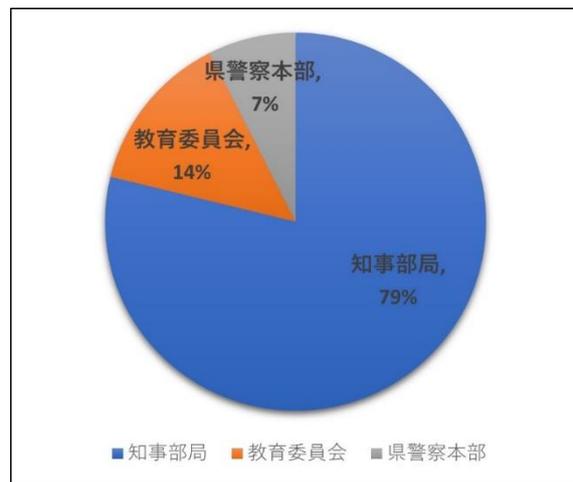


図 1-30 2021 年度の電気使用量の部門内訳

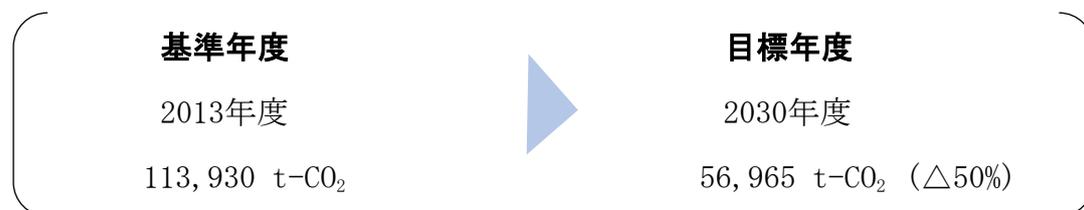
項目		2013 年度 実績	2021 年度		
			実績	対 2013 年度比	
温室効果ガス※総排出量		t-CO <sub>2</sub>	113,930	82,190 △27.9%	
直接効果がある項目	電気使用量	千 kWh	124,547	117,099 △6.0%	
	燃料使用量	ガソリン	kL	1,355	1,030 △24.0%
		うち公用車	kL	(1,316)	(1,013) △23.0%
		軽油	kL	509	426 16.3%
		うち公用車	kL	(218)	(190) △13.0%
		灯油	kL	2,757	2,611 △5.3%
		A 重油	kL	6,281	5,152 △18.0%
		LPG	t	98	91 △6.8%
		都市ガス	千 m <sup>3</sup>	172	259 50.4%
ジェット燃料	kL	158	56 △64.5%		
間接的に効果がある項目	水使用量	千 m <sup>3</sup>	1,781	1,921 7.9%	
	複写用紙使用量	t	417	368 △11.8%	
	可燃ごみ発生量	kg/日	2,191	1,923 △12.2%	
	不燃ごみ発生量	kg/日	497	472 △5.0%	

※対象とする温室効果ガス：CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、六ふつ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

表 1-4 電気および燃料などの使用量の実績

## 《県の事務・事業における温室効果ガス排出削減目標》

2013年度を基準として、2030年度における福井県の事務および事業に伴い直接的並びに間接的に排出される温室効果ガス（CO<sub>2</sub>換算）の排出削減目標を従来の40%から50%へ引き上げます。



対象とする部局、事務・事業については、知事部局（本庁、出先機関）、教育委員会（本庁、出先機関、教育機関）、議会局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、県警察（本部、警察学校、警察署）が行うすべての事務および事業とします。ただし、他者に委託などをして行う事務および事業（公共事業など民間に委託して行う事業や県有施設の管理運営を公益法人などに委託して行うもの）は除きます。また指定管理者施設については、可能な範囲で本計画に則した事務および事業の実行を行うよう要請するものとします。

削減目標の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステムの仕組みを活用しながら、定期的に点検・評価を行い、継続的に改善を行います。また、事務・事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の算定を行い、環境白書、県ホームページ等で公表します。

なお、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえて必要に応じ、環境基本計画の改定にあわせて本実行計画を見直すこととします。

## 《施策の方向性》

### 1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組み

- ・ 県有施設における太陽光発電の導入を進め、2030年度には設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備の設置を目指します。
- ・ 太陽光発電設備の導入にあたっては、県が自ら設置する方式のほか、PPA※モデルなど民間のノウハウの活用も検討します。

※PPA：事業者が施設に無償で太陽光パネルを設置し、発電された電気を施設が購入する方式

- ・温室効果ガス排出削減目標達成に向けて、再生可能エネルギー電力の調達に努めます。また、再生可能エネルギー電力以外の電力を調達する場合でも、可能な限り、温室効果ガス排出係数の低い、環境負荷の低減に取り組む小売電気事業者を選択します。

## 2 施設の建築、管理などに関する取組み

- ・2023年度以降に予定する新築事業については、Z E B※ 0oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZ E B Ready相当となることを目指します。

※Z E B (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) : 50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギーなどの導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、その削減量に応じて、①『Z E B』(100%以上削減)、②Nearly Z E B (75%以上100%未満削減)、③Z E B Ready (再生可能エネルギー導入なし) と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④Z E B 0orientedと定義している。

- ・改修の際にも、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成27年法律第53号) に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を行います。
- ・工事に関して環境に配慮した設計および施工を行います。
- ・省エネルギー診断などの実施により、設備の効率的な運用を図るとともに、費用対効果の高い省エネルギー設備の積極的な導入・更新に努めます。
- ・空調の設定温度、エレベーターの適切な管理やOA機器のこまめな電源ON/OFFなど、エネルギー使用の効率化に努め、節電を推進します。
- ・エネルギー使用の効率化に貢献するため、敷地内の緑化に努めます。
- ・庁舎などの新築・改修時には、原則LED照明を設置することとし、既存の施設においても、計画的にLED照明への切替えを行います。
- ・照明の利用にあたっては、必要な照明のみ点灯するなど、節電に努めます。

## 3 省エネ・省資源化・物品等の調達に関する取組み

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和54年法律第49号) に基づき、電気、燃料、公用車の使用量の前年比1%以上削減に向けた取組みを行います。
- ・公用車については、代替可能な電動車(EV・PHV・FCV・HV)がない場合などを除き、新規導入・更新については全て電動車とします。

- ・通勤、出張時には、自動車の利用を控え、徒歩・自転車・公共交通機関の積極的な利用を推進します。また自動車運転時にもエコドライブの実施など公用車の適正使用に努めます。
- ・クールビズ・ウォームビズなどのエコスタイルを実施します。
- ・テレワークの推進やWEB会議システムの積極利用による通勤・移動時間の削減や、定時退庁の推奨による超過勤務の縮減など、温室効果ガスの削減にもつながる効率的な働き方を推進します。
- ・県施設での水使用量を削減するため、水圧の調整や節水型機器の導入、水まわりの定期的な点検を行います。
- ・両面印刷の徹底、電子メールや共有ファイルの積極的な活用などにより、用紙類の使用量削減に努めます。
- ・徹底した分別により、廃棄物の発生を抑制するなどリサイクル等の取組みを推進します。
- ・「福井県庁グリーン購入推進方針」に基づき環境に配慮した物品などを選択するなど、引き続きグリーン購入を推進します。
- ・「ふくい森林・林業基本計画」に基づいた、植林、保育、間伐など森林の整備や管理・保全の適切な推進を図り、県産材の積極的な活用を推進します。

#### 4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減などへの配慮

- ・脱炭素社会の実現と財源の確保を図るため、地球温暖化対策などの環境施策への活用を目的としたグリーンボンド<sup>※</sup>の発行について検討を進めます。

※グリーンボンド：企業や自治体などが、グリーンプロジェクト（再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修、環境汚染の防止・管理など）に要する資金を調達するために発行する債券